

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の
見直しに関する
調査研究報告書

平成29年3月

株式会社 三菱総合研究所

(iv) 米国特許商標庁 (USPTO)

MPEP1503.02 V は、意匠の表現形式について、「図面は、通常、白紙に黒インクで表現されたものを提出することが要求される。」としている（米国特許規則 1.84(a)(1) も参照。）。写真は通常は許可されず（米国特許規則 1.84(b)(1)）、発明がインク図面において表現不可能であるか、発明が写真において一段と明瞭に示される出願である場合にのみ、受理される（MPEP1503.02 V）。なお、写真によって意匠を表現する場合、当該写真は、出願に係る意匠のみを表したものでなければならず、その周囲の構造等を含んではならない（規則 1.152）。

また、彩色写真又は彩色図面は、それを提出する必要がある理由を説明する申請書とともに提出され、当該申請書が承認された場合に限り、受理される（米国特許規則 1.84(a)(2)、(b)(2)）。この場合の申請の理由としては、通常、「色彩がクレームされている意匠の一体部分であること」を理由とするものでなければならず、その他の説明は通常、受理されない。

上記要件を満たす限りにおいて、意匠を CG で表すことは可能である。ただし、CG 作成図で意匠特許出願をした場合には、図面による場合に比べ、権利範囲が狭く解釈されるおそれがあるとの指摘がある³⁵。

(v) 中国国家知識産権局 (SIPO)

意匠の表現形式として、専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.2.2「製図」では、「図面はコンピュータを含めた製図道具を使って作成して良」く、「コンピュータにより製図した意匠設計図は、図面の解像度が明瞭の要件を満足しなければならない。」と記載されている。したがって、CG 作成図の提出が可能である。

CG 作成図特有の取扱いはないが、実務上は、写真を提出する場合とほぼ同様に考えられているという。

意匠を写真で表す場合には、その背景は単一のものでなければならず、意

³⁵ 「実務家のための出願ガイドライン」36 頁参照。

匠以外の内容が表れないようにしなければならない。また、背景と物品の着色の間の境界が明らかとなるように、明度差がなければならない（専利審査指南第1部分第3章4.2.3）。CG作成図の場合にも、同様のことが求められると考えられる。

(vi) 韓国特許庁 (KIPO)

デザイン保護法第37条第3項によると、意匠の表現形式としては、図面の他、写真又は見本が認められる。意匠の表現手法としては、CG作成図や3Dモデリング図面の提出も認められている。

CG作成図特有の取扱いはなく、一般的な図面要件との差異はあまりないと考えられる。

デザイン表面の形状を陰影で表現するために、細線³⁶、点、濃淡を使用する場合であって、それらが模様と混同される場合には、その旨を「デザインの説明」の欄に記載しなければならない（デザイン審査基準第4部第2章第2節8）(2)）。このことは、3Dモデリング図面を含むすべての図面について適用されることから、CG作成図の場合にも同様である。

意匠を写真で表す場合に、物品の背景、陰影、他の物品等が写っており、デザインが正確にわからない場合には、デザインの表現が具体的ではなく、工業上利用できないデザインとして、デザイン保護法第33条第1項違反となる（デザイン審査基準第4部第2章第2節4）(2)）。CG作成図でも同様であると考えられる。

³⁶ デザイン審査基準第4部第2章第2節8）では、[審査官参考]として、「i)デザインを表現するのに使用される線よりも細かい線が重ねて使用されている場合」と「ii)形状又は模様線とつながっていない細かい線が使用されている場合」には、模様を構成しない陰影線であると判断できるとされている。

禁 無 断 転 載

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

請負先 株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

電話 03-5157-2111 (代)

FAX 03-5157-2145

URL <http://www.mri.co.jp>

E-mail design-convenience-ml@mri.co.jp